

美浜町立布土小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じられる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行います。

(2) 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

(1) 組織について

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置します。

イ 構成員について

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、養護教諭、保健主事、特別支援教育コーディネーター等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーや関係職員が出席します。

(2) いじめ・不登校対策委員会の主な役割について

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認をします。

イ 教職員への共通理解と意識啓発を行います。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発を行います。

エ いじめ事案への対応をします。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 四つの約束をもとにして、生活規律・学習規律の確立を図ります。

イ わかる・できる・楽しい授業づくりと道徳教育を充実します。

ウ 体験活動や交流活動を充実します。

エ 児童の心をつかむ学級・学年・学校の「居場所づくり」「絆づくり」に取り組みます。

オ ネットの正しい利用とマナーの理解を深めるための情報モラル教育を推進します。

カ インターネット、携帯電話、スマートフォンの利用について保護者への啓発をします。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめ調査等

児童の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査および情報交換を次の通り実施します。

- ・児童対象いじめアンケート調査 毎月
- ・保護者対象いじめの調査 年1回（12月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 年2回（5月・11月）
- ・日常の観察及び教職員間の情報交換 随時（毎職員会議後）
- ・学校・関係機関との情報交換 随時

（中学校区生徒指導情報交換会、民生児童委員情報交換会、4校連絡会 等）

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

- ・スクールカウンセラーの活用の推進
- ・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境の整備

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。

イ いじめがあると判断した場合は、いじめを受けた児童のケアや支援、いじめを行った児童の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで責任をもって対応します。

ウ 保護者の協力、スクールカウンセラー、警察・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。

エ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。

オ インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるように、必要に応じて警察や法務局等とも連携していきます。

4 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとります。

- (1) 重大事態が発生した旨を、美浜町教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 美浜町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を学校または美浜町に設置します。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組みとなるように努めます。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組みの検証を行います。

6 その他

- (1) すべての教職員に対して、いじめ防止と生徒指導にかかわる共通理解と資質向上を図るための研修を計画的に実施します。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組みます。

7 年間計画

月	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やＳＣについて児童や保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口について児童や保護者への周知 ○いじめアンケート ○身体測定	○ＰＴＡ総会、布土学区青少年を守る会総会、布土小学校学区会総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月	○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」		○教育相談週間 ○いじめアンケート	○公開授業 ○ふれあいハイキング
6月		○情報モラル指導（ネットモラル）	○いじめアンケート	
7月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施と検証	○長期休業中の事前指導	○いじめアンケート	○ふれあい歩行 ○個人懇談会
8月	○中間評価と検証			
9月		○長期休業中の事後指導	○身体測定 ○いじめアンケート	○学区合同防災訓練 ○ふれあい歩行 ○学区運動会
10月	○現職研修②（ケーススタディ）	○福祉実践教室	○いじめアンケート	
11月		○赤い羽根募金活動	○教育相談週間 ○いじめアンケート	○ふれあい歩行
12月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施と検証	○人権週間（講話） ○長期休業中の事前指導	○いじめアンケート	○個人懇談会 ○保護者・地域住民への学校評価アンケートと検証
1月		○長期休業中の事後指導 ○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○いじめアンケート	
2月	○自己評価		○いじめアンケート	○ふれあい歩行 ○感謝の会
3月	○学校評価の結果を検証し、基本方針の見直し	○6年生を送る会	○いじめアンケート	
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会時の校長や職員の講話 ○自己肯定感・自己有用感の育成 ・道徳教育、体験活動の充実 ・わかる・できる・たのしい授業の充実	○健康観察の実施 ○ＳＣによる相談	○あいさつ運動（月に1回）